一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
建築物省エネルギー性能表示制度（ＢＥＬＳ）評価業務料金規程

(趣旨)

第１条　この規程は、一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター建築物省エネルギー性能表示制度（ＢＥＬＳ）評価業務規程（以下「業務規程」という。） に基づき、一般財団法人長崎県住宅・建築総合センターが実施する評価業務に係る料金等について、必要な事項を定める。

(評価料金の額)

第２条　業務規程第１２条に規定する評価料金の額は、評価一件につき、別表に掲げるとおりとする。

（プレート・シール料金の額）

第３条　業務規程第１１条に規定するＢＥＬＳプレート・シールの交付に要する料金の額は、別途見積もりによる。

（評価料金の支払）

第４条　評価料金は一般財団法人長崎県住宅・建築総合センターBELS 評価業務約款第５条の規定に基づき、同業務約款第４条に規定する期日までに支払うものとする。

(附則)

この規程は、平成２９年１１月　１日より施行する。
この規定は、平成３１年　４月１５日より施行する。
この規定は、令和　５年　１月　１日より施行する。
この規定は、令和　６年１１月　１日より施行する。

別表

建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価料金

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター「建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」第１２条に規定する評価料金は次のとおりとする。

単位：円（消費税込み）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">評価料金</td><td colspan="3">申請条件</td></tr>
<tr><td>単独申請</td><td>併願申請①</td><td>併願申請②</td></tr>
<tr><td colspan="2">一戸建ての住宅
新規申請</td><td>38,500</td><td>27,500</td><td>11,000</td></tr>
<tr><td>共同住宅等
（併用住宅に限る）</td><td>1戸</td><td>38,500</td><td>27,500</td><td>11,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更申請</td><td colspan="3">新規申請料金の2分の1の額</td></tr>
</table>

1.併願申請①：建築確認申請との併願

2.併願申請②：設計住宅性能評価５－２（一次エネルギー消費等級６、７）、

低炭素建築物技術的審査との併願

長期使用構造等確認審査（令和4年10月以降の申請）との併願

3.併願申請②の適用は、同一の計算で合理的に審査できる申請内容の場合に限ることとする。

4.計画の変更のうち、次の内容を変更する場合は、軽微な変更として取り扱うものとし、
審査料金は無料とする。
・依頼者及び代理者の変更の場合
・依頼者及び代理者の住所の変更の場合
・分筆等による地名地番の変更の場合
・評価への適合性が容易に判断できる変更の場合